

平成28年度税制改正大綱（主な事項）

	項目	概要	適用時期
住宅・土地税制	相続で取得した空家の売却益に係る特別控除	相続開始の直前において被相続人の居住用に供されていた一定の居住用家屋（昭和56年5月31日以前の建築）とその敷地 または、被相続人の居住用家屋を除去した後のその敷地  空家のままであること（事業用、貸付用、居住用に使われていない） 家屋は耐震性のあるもの（耐震性がない場合は耐震リフォームをする） 売却価額が1億円以下であること 相続時から3年を経過する日の属する年の12月31日までの売却	売却益から3,000万円の特別控除  平成28年4月1日～平成31年12月31日までの売却
	住宅の三世同居改修工事等に係る所得税額の特別控除	住宅の三世同居改修工事（調理室、浴室、便所、玄関のいずれかを増設する工事で、合計額が50万円を超えるもの）を行って、居住用に供した場合  住宅借入金がある場合…住宅借入金の年末残高について250万円まで2%、250万円超1,000万円まで1%の控除率  住宅借入金がない場合…最大250万円まで10%の控除率	住宅借入金がある場合は5年間、最大年間12.5万円を所得税額から控除  住宅借入金がない場合は、最大25万円を所得税額から控除  平成28年4月1日～平成31年6月30日までの居住
	特定の居住用財産の買換えの特例		2年間延長  平成29年12月31日まで
	居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例		2年間延長  平成29年12月31日まで
その他個人所得課税	セルフメディケーション推進のためのスイッチOTC薬控除	自己及び自己と生計を一にする配偶者その他の親族で、定期健康診断や予防接種（医師の関与があるもの）等を受けている場合、スイッチOTC医薬品の購入対価のうち12,000円を超える部分について、所得控除を受けられる 従来の医療費控除との選択	控除対象医薬品の合計額から保険金等で補てんされる金額と足切額12,000円を控除した金額を所得から控除（最高88,000円）  平成29年1月1日～平成33年12月31日まで

	項目	概要		適用時期
法人課税	法人税率の引下げ	法人税の税率を段階的に引下げ、実効税率ベースで30%を切るようにする	23.9% 23.4% 23.4% 23.2%	平成28年4月1日以後開始事業年度から 平成30年4月1日以後開始事業年度から
	法人事業税の税率の改正	所得割の税率を下げ、外形標準課税(付加価値割、資本割)を拡大		平成28年4月1日以後開始事業年度から
	法人住民税の税率引下げと地方法人税の税率引上げ	法人住民税の法人税割の税率の引下げと、地方法人税の税率を引上げ(地域間の税源の偏りを是正し、財政力格差の縮減を図るため)		平成29年4月1日以後開始事業年度から
	欠損金の繰越控除の見直し	大法人...繰越控除限度割合を縮減し、繰越控除期間を見直し  中小法人等...100%控除可能、繰越控除期間を見直し	平成28年度...60%(9年間) 平成29年度...55%(9年間) 平成30年度...50%(10年間)  平成28年度、29年度(9年間) 平成30年度(10年間)	
	減価償却制度の見直し	建物附属設備及び構築物等の償却方法について定率法を廃止(所得税についても同様の改正)	定額法のみ適用	平成28年4月1日以後取得の資産から適用
	企業版ふるさと納税の創設	地方再生法に基づく認定地方再生計画に記載された一定の事業に関連する寄附金	法人税、事業税、住民税で寄附額の約60%の税額軽減(企業の実質負担は約40%)	地域再生法の改正法の施行日から平成32年3月31日までの寄附
	生産性向上設備投資促進税制の適用期限による廃止	対象資産のうち 機械装置、工具・器具備品、建物附属設備、ソフトウェア  対象資産のうち 建物、構築物  平成29年4月以降は廃止	即時償却または5%税額控除  50%特別償却または4%税額控除  即時償却または3%税額控除  25%特別償却または2%税額控除	平成28年3月まで取得  平成28年4月～平成29年3月まで取得  平成28年3月まで取得  平成28年4月～平成29年3月まで取得
	中小企業者等の少額減価償却資産の特例	30万円未満の取得価額の損金算入特例(ただし、適用対象法人から常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人を除く)		2年間延長(平成30年3月まで)
	交際費課税	支出交際費等のうち、飲食のための支出費用の額の50%を損金算入(中小法人は、定額損金算入制度(年800万円)との選択適用)		2年間延長(平成30年3月まで)

	項目	概要	適用時期	
消費課税	軽減税率	<p>対象品目 酒類及び外出を除く飲食料品(食品表示法に規定する食品)の譲渡 定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞の譲渡</p> <p>対象外 外食、イートイン・コーナーでの飲食、ケータリング、出張料理 (持ち帰りや宅配、テイクアウトは軽減税率の対象)</p>	対象品目については8%の軽減税率を適用	平成29年4月1日の消費税率10%引上げ時に導入

### 【消費課税・参考】

経理方式案	インボイス制度の導入	課税事業者のみが「適格請求書」を発行できる (免税事業者からの課税仕入れについては、インボイス制度の導入後3年間は仕入税額控除額の80%、その後の3年間は50%の控除を可能とする)		平成33年4月1日からインボイス制度を導入
	<p>インボイス制度導入までの経過措置(簡素な経理方式) 2期前の課税売上高が1,000万円超5,000万円以下の事業者 (中小企業者以外の事業者でも、1年間の措置として適用が可能)</p>	<p>売上税額の簡易計算の特例 課税仕入れ総額に占める軽減税率対象売上に係る課税仕入れ額の割合を売上高に乗じて、軽減税率対象の売上高を算出</p> <p>通常の事業を行う営業日の連続した10日間における売上高に占める軽減税率対象の売上高の割合を売上高に乗じて、軽減税率対象の売上高を算出</p> <p>主として軽減税率対象品目の販売を行う小売事業者で上記の計算が難しいときは、100分の50を売上高に乗じて軽減税率対象の売上高を算出</p> <p>仕入税額の簡易計算の特例 簡易課税の適用が可能 簡易課税の事後選択を認める</p>		平成29年4月1日～平成33年3月31日まで